

研究ノート 高等部における「同和講座」・「人権講座」の変遷

著者	古田 晴彦
雑誌名	関西学院大学人権研究
号	22
ページ	21-33
発行年	2018-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10236/00026704

〈研究ノート〉

高等部における「同和講座」・「人権講座」の変遷

古田 晴彦

【はじめに】

2017年3月をもって、筆者の高等部人権教育主任の任期(5年)が終了した。今回は2回目であったため、前回と合わせると在勤27年中10年間、この仕事をしてきたことになる。最初の任期(1996年4月～2001年3月)のときは、丁度「同和教育」から「同和・人権教育」へと人権課題の広がり強く意識された時期で、協議会や研究大会の名称もそれに合わせて変更された。高等部においても、様々な議論を経て従来の「同和講座」から「人権講座」へと名称の変更を行なった。

主任として努力をしたことは、不十分ながらもカリキュラム化をすること、「同和講座」のシラバスを全教員と対象学年の全生徒に配布し、講座の「見える化(可視化)」を進めることであった¹。各教科の授業は人権講座を意識して構成されているわけではない。しかしながら、人権に関わるトピックスを教材で扱うことはある。その際、人権講座で展開されている内容とリンクできるのであれば、それぞれの教員に人権講座を利用して頂く。そのような狙いからの「見える化」であった。

高等部は2017年度が男女共学の全学年での完成年度となっていた。人権講座に関しては、担任の出番がないことの問題点、講義形式で行なわれ

ている中に、生徒たちのディスカッション等を入れる必要性などが人権教育推進委員会で話し合われた。「今よりも生徒に届く人権教育を」「双方向性」この二つをキーワードにして、人権講座のリニューアルを検討していたのと時を同じくして、2016年6月の学友会(生徒会)の総会でも、「人権講座の見直し」という議題が生徒たちの間で取り上げられ、可決された。それを受けた教師会は、「リニューアルを目指して準備中」という回答を学友会に返すこととなった。

講座そのものが大きく変化をしていく中で、高等部における「同和講座」・「人権講座」の歴史を今一度整理し、確認しておくことは記録性の観点からも重要なことであると思われる。

本稿では、まず『関西学院高中部百年史』の中の「同和教育とその源流」を転載する。それに続き、「同和講座」から「人権講座」への名称変更の経緯を概観した後、2016年度の高等部人権講座のシラバスを紹介する。最後に、人権講座のリニューアルについて、その展望と課題についての考察をしたいと考えている。

I. 歴史 その1

『関西学院高中部百年史』(1989年11月3日発行)

1 古田晴彦 『高等部における人権(同和)講座の改編ー5年間を振り返ってー』
〔関西学院大学人権研究〕第5号, 2001)

* 「同和講座」から「人権講座」への名称変更の経緯、改編の実際とシラバス、「高等部生徒ハンドブック」(2000)に掲載した「人権教育について」の文面(2016年度まで踏襲された)などを紹介している。

に掲載されている「同和教育とその源流」を転載する。²

1. 同和教育推進委員会発足とその背景（戦後同和教育の流れの中で）

戦後の部落解放運動の収穫の第一は、社会的な差別を解消することの責任が、行政にあることを明らかにしたことである。その具体的な結実は昭和40年（1965年）に出された「同和対策審議会答申」である。「同和教育」という言葉は「答申」の出る数十年前に見られるが、自治体主導型の「同和教育」が、教育現場に本格的に下りてくるようになったのは、「答申」以後であったといつてよい。

高等部の「同和教育」も、他校の例にもれず行政がお膳立てした同和教育のための集會に参加するところから始まった。

当初は、同和教育の校務分掌はなかったから西宮市の集會には教頭が出席していた。（石田巳代治教頭、山本善偉教頭時代）。こうした準備期間を経て、昭和49年度（1974年度）より、同和教育推進委員会が発足した。（以下、「委員会」と記す。同和教育推進委員会主任は、山本善偉教諭、以下同和主任と記す。）

委員会の最初の仕事は教師のための研修活動である。例えば、昭和50年度（1975年度）には、次のようなテーマで研修会が行なわれた。

- 10/16 『現代の被差別部落』読書会
- 10/21 「解放令以前の被差別部落の歴史」
- 10/28 「明治以降の被差別部落の歴史」
- 1/29 『在日朝鮮人教育論』読書会

委員会のメンバーは、一部の常任的委員を除いて入れ替えが多い。これは、できるだけ多くの教師が委員を経験することで研修の実を上げ、教師集団の意識向上を計るためである。

2. 同和講座の設定と展開

同和教育推進委員会活動の柱は、昭和51年度（1976年度）から始まった同和講座である。第一

学年を対象に、朝の礼拝の時間帯（8:20～8:45）に年25回前後行っている。

同和講座は、生徒一人一人が差別の構造を学び、自ら差別と闘う主体に変革してくれることを願って設けられたものである。

学校教育が、真に人間尊重の立場に立っておれば、わざわざ同和講座のような時間を特設する必要はない。学校もまた、社会の差別構造の中に組み込まれているばかりでなく、場合によっては、差別構造を強化する役割さえ担っている。学校教育の矛盾の只中に同和講座はある。

第一学年のカリキュラムの特徴は、部落差別に焦点を当てて組み立てられていることである。これは、部落差別が近世以後の日本社会でもっとも広範かつ深刻な問題であるためである。また、部落解放運動の成果として、同和教育が学校教育の中に入ってきた事情を反映している。

講座は、一部を除いて、同和主任が担当した。以後、この原則は踏襲されることになる。（1976 - 81 山本善偉教諭、1982 - 83 林 信男教諭、1984 山本善偉教諭、1985 - 95 宅間紘一教諭）（百年史以後の主任は、1996 - 2000 古田晴彦教諭、2001 - 05 坂下正明教諭、2006 - 07 宅間紘一教諭、2008 - 11 沼田 昇教諭、2012 - 2016 古田晴彦教諭）

昭和51年度（1976年度）のカリキュラムは次の通りである。（ ）内は回数。

- ①同和講座の目的～日本国憲法、世界人権宣言に触れて（2）
- ②部落差別の現状～結婚・就職・教育（3）
- ③被差別部落成立以前の歴史（3）
- ④夏休みの課題（『ルポ 現代の被差別部落』読書感想文のまとめ（1））
*以後、1982年度までこの課題は続けられた。感想文を委員全員で読み、生徒が書き記したフレーズの断片をKJ法でまとめ、模造紙に図示し、ホームルーム活動の討議資料とした年度もある。
- ⑤映画『造花の判決』について（1）

2 『関西学院高中部百年史』（関西学院高中部百年史編纂委員会、1989年11月3日発行）

* 講座とは別の時間帯に1年生全員でこの映画を鑑賞した。

⑥被差別部落の歴史（近世～近代）(9)

⑦他の委員による話（2）

* 主任以外の委員も、毎年2～3回担当することになる。

⑧被差別部落の歴史（水平社～現代）(1)

以後、同和講座は、上記のカリキュラムの枠組みを基本的には継承しつつ、しかも、生徒の現実に対応すべく、試行錯誤を繰り返してきた。その後の主な変化は次の三点である。

i) 差別の本質的理解を深めるため、部落差別を中軸に据えながらも、民族差別、身体障害者差別、あるいは「いじめ」など部落差別以外の差別も取り上げるようになった。

ii) どの差別事象を取り上げる場合でも、差別がこの社会に生きる我々の社会的意識の中に浸透した構造的なものであることを学ばせることに主眼を置くようになった。

iii) 映像時代を反映して、また、講義調の限界が見えてきたこともあって、教材にはAV資料を多く取り入れるようになった。

* 主な映像資料（VTR）をあげてみる。

朝日 TV 『ある手紙の問いかけ』

NHK 教育 『古代からの歴史に見る日本列島と朝鮮半島』

NHK 教育 『差別からの解放～胸はって

ふるさとを』

関西 TV 『人間の街・大阪被差別部落』

大阪府制作 『九兵衛六代記』

3. 同和委員会のその他の活動

(1) 研修活動

初年度の研修活動については、既に述べたが、その後の数年間の研修活動の主なものを記しておく。（読書会は除く）

1977 年度 映画 『地名総鑑を追って』鑑賞*
講演

「部落解放への私のあゆみ」(谷畑 孝氏) *

1980 年度 講演

「部落形成の史的研究」(船越 昌氏)

1981 年度 講演

「在日朝鮮人・韓国人の問題」(金 守良氏)

1983 年度 映画

『江戸時代の朝鮮通信使』鑑賞*

1984 年度 映画 『イルムーなまえ』鑑賞

1987 年度 登校拒否事例をめぐって研修会

1983 年度 「西宮市の地下工場をめぐって」学習会(鄭 鴻永氏)

* 印は生徒対象、他は教師対象

(2) 学外での活動

毎年、西宮市同和教育協議会（以下、西同協と記す）、兵庫県及び阪神地区の私立学校同和教育協議会³（以下、兵私同協、阪神私同協と記す）

3 学外での活動の中で、過去から現在まで最も深い関係にあるのが、西宮市人権・同和教育協議会の高大会と、阪神私学人権教育協議会（上位組織として、県私学人権教育協議会があり、神戸地区私学・姫路地区私学との相互交流も活発に行われている）である。過去長きにわたり、阪神私学人権教育協議会の窓口業務や会長校・副会長校の担当を高等部のみで行ってきた。

ほとんどの私学において、人権教育主任（主担）は1名のみである。理由としては、高校のみを設置する私学もあること、中学は小規模で高校で大幅募集をする私学も多いことなどが考えられる。関西学院中学部は、男子校時代4クラス（45名×4＝180名）が、共学化で6クラス（40名×6＝240名）となった。高等部は男子校時代、1993年度の新入生までは6クラス（50名×6＝300名）、1994年度新入生から7クラス（43名×7＝301名）となったが、共学化で9クラス（40名×9＝360名）と大きな学校になった。少子化が進む中、兵庫県の私立中学・高校としては最大規模の学校となった。他の私学とは異なり、高校並みの規模の中学を擁しながら、阪神私学人権教育協議会関連の諸活動や業務を高等部のみが担っている状態は、著しく合理性を欠いた状態であった。（中学部の人権教育主任は宗教主事が兼務。）

2016年度・2017年度と、阪神私学人権教育協議会の窓口業務を中学部に担当してもらうように変更した。以後、原則的に隔年で中学部と高等部が交代して担当することとした。2019年度・2020年度の副会長校を中学部が担当し、その後は隔年交代を続けていけば、次々回の副会長校（2029年度・2030年度）は高等部の担当となる。

主催の研修会等の会合に参加した。

その内、高等部が発表校として参加した研究会は次の通りである。

- 1977年度 西同協研究会（「高等部における同和教育の現状」について発表）
- 1979年度 阪神私同協研究会（「同和講座」について発表）
- 1980年度 西同協研究会（「障害を負った生徒を迎えて」と題して発表）
- 1980年度 阪神私同協研究会（「奨学金の取り組み」について発表）
- 1981年度 兵私同協研究会（「高等部における同和教育」について発表）
- 1986年度 西同協研究会（「高等部の同和講座」について発表）
- 1987年度 西同協研究会（「高等部における障害者への取り組み」と題して発表）

(3) 外国籍生徒への取り組み

毎年、数名の外国籍生徒が入学してくるが、特に朝鮮籍・韓国籍の生徒に対して、個別に同和委員が会って、気持ちを聞いたり、在日朝鮮籍・韓国籍生徒のための集会の案内などを行っている。このような働きかけに対して、高等部在学中は概ね消極的であるが、大学進学後は、本名を名乗ったり、朝鮮文化研究会や韓国文化研究会などに積極的に参加する生徒が出てくる。

4. 高等部における同和教育の壁

以上、一応様々な活動をしてはいるが根本的に越えがたい壁がある。その壁は、大きく言うと現代社会と学校教育との関係から生じる。

高等部の生徒は、小学3、4年生頃からの受験戦争をかいぐってきているのだから、現代社会の差別構造をよく承知している。差別されることの怖さを痛感しているからこそ、懸命に受験勉強に取り組んで来たといえる。

「寝た子を起こすな」という意見がある。しかし、寝た子などいない。同和教育の観点とは全く逆の

意味で、生徒はみな目覚めている。同和問題に関して、彼らは白紙の状態ではない。色に染まっている。社会的差別はどうしようもないものという意識を持っているからである。結局は、生存競争のふるいわけの装置の役割を果たしている学校が、このような意識を持たせてきたのである。そのような学校が、同和教育に取り組むことの矛盾、おかしさは生徒の方がよく知っている。

本来、関西学院は、弱い立場にある者に元気を与え、差別と闘う学校のはずである。同和教育のための校務分掌などわざわざ設ける必要のない学校のはずである。しなしながら、現実はそうっていない。時代に抵抗するどころか、むしろ、世とうまく折り合って、「よい評価」をもらっている。

こう考えると高等部の「同和教育」は無いよりは少しましという程度にすぎない。高等部が、建学の精神に基づいて自己点検し、時代と闘う学校へと生まれ変わることなしには「同和教育」の実は上がらない。同和教育推進委員会こそ変革の中心的役割を担うべきであるが、今は、その務めを果たしていない。（宅間紘一）

長い引用となったが、温故知新の観点からも、「同和講座」開始時の思いや取り組みを、これから先の歴史を担っていく方々にも共有して頂ければと願っている。

高等部は大学推薦制を前提とした特殊な高等学校である。いわば、「出口（卒業後の進路）の保証」をすることで、「差別的に」受験生を集めている学校である。生存競争のふるいわけ装置の役割を果たしている学校が、差別的構造的な理解を促し、差別解消教育に取り組むことの矛盾。この根本的な矛盾は今も存続している。少子化が進行する中で、公立高校・私立高校入り乱れての受験生の奪い合いが激化し、この矛盾は拡大していると言える。

II. 歴史 その2

『関西学院大学人権研究』第5号(2001年3月)に、

「高等部における人権（同和）講座の改編 ― 5年間を振り返って―」と題した<研究ノート>を執筆した。改編の最大の眼目は、1年生のみに通年で実施されていた「同和講座」を、学期別に、全学年で実施するように変更した点であった。詳しい経緯については繰り返しを避けるが、「同和講座から人権講座への名称変更について」の部分に関しては、歴史の記録という点から重要であるため、転載させていただく。

1999年度より、同和講座を人権講座と名称変更した。理由の第一は、「同和」という言葉のルーツに問題があるからである。「同和」という言葉は、1926年、昭和天皇が即位するときの勅語にある、「人心惟レ同シク民風惟レ和シ……」からとったものといわれ、1941年に、「同和奉公会」がつくられたことに由来する。同和奉公会は「大政翼賛会」（1940年に組織された国民統制組織）に呼応し、従来の「中央融和事業協会」を改組したものである。部落差別による不和や緊張を、同じ天皇の民として、仲良く融け合うことにより和らげようという融和的な考えが、「同和」という言葉の根底にある。差別の原因を被差別部落の人々の生活様式等に求め、彼らが生活様式等を改良することを要求する改良主義的な融和運動が、部落差別を温存させる問題の多い運動であったことは論を待たない。水平社宣言（1922）によって明らかにされた、奪われ、侵されてきた権利と自由を、自らの手で獲得・回復することを目指す運動原理からいえば、この「同和」という言葉は、不適切で承認しがたい言葉であるはずである。

理由の第二は、言葉を出るだけ正確に使いたいと考えるからである。「同和教育」は、狭義に解釈すれば、部落解放教育である。その視点から言及すれば、外国籍の人々や、障害を持った人々、女性の人権問題や差別の問題は脱落してしまうことになる。結婚差別や就職差別が根強く残っている部落差別は、是非とも取り上げねばならない重

要な問題であるが、視野を拓けてもらうという観点から、様々な人権問題を講座で取り上げる以上、言葉の正確さという点で「同和講座」という名称には違和感がある。

ただし、「同和」から「人権」へと移行するに際して、幾つかの踏まえておかねばならない点がある。第一は、1965年の「同和対策審議会答申（同対審答申）」以降、日本の学校における人権教育は、部落差別を解消するための運動の一環としての「同和教育」に支えられて、かろうじて持続してきたという事実である。「同和教育」がなければ、「人権教育」はなかったと言っても過言ではない。従って、様々な差別事象・人権問題へと波及する、「同和教育の拡大」は大いに歓迎されるべきであるが、部落問題を薄めたり軽視したりする形で行われる「同和教育の拡散」は、人権教育の基盤の崩壊につながるおそれがある。第二は、「同和」から離れることで、「同対審答申」が明らかにした、我が国固有の、差別を温存する精神風土（個人として独立し、自由意志で行動することを妨げている古い共同体関係、特異な精神風土）から目をそらすことになる可能性があるということである。個人の判断で生きるよりも、集団（家族、地域、学校、職場）の中で生きることの喜びを見出すのが日本人の特徴である。このことが、様々な場面で集団の価値が個人の価値よりも上位に置かれることになり、様々な差別事象を生む原因ともなっている。このような精神風土を考える上でも、「同和問題」は重要な意味を持つものである。

「同和」から「人権」へと名称を変更するに際して、これらの点を特に心がけて、同和教育の優れた実践を生かしつつ、より普遍的な価値を持った人権教育への再構築を目指したいと考えている。

<追記>

この名称変更の際には、1998年度、5回の同

和教育委員会を開いてこの文面を検討し、教師会において名称変更を巡る学習会を実施した後、教師会の協議事項としてはかられ、承認された。(反対2名)

「同和」から「人権」へと変化する時代の流れが加速する中での検討であったが、十分な検討もないままに安易な名称変更を行うことは避けるべきであるとの認識に立っての活動であった。西宮市・兵庫県・全国の各同和教育協議会も、2000年度よりその名称を人権・同和教育協議会と変更した。いかにも日本的な玉虫色の措置と言えなくもないが、行政用語としては「同和」という言葉が定着していること、「同和教育」を担ってきた人々の多くは、「同和」という用語を否定してはいないこと、この点には留意する必要があると思われる。

これもまた長い引用となってしまったが、単なる名称変更には留まらない、複雑で多岐にわたる重要な論点を含む出来事であるため、転載をした。名称変更から間もなく20年となるが、様々な研究大会において、部落差別解消をテーマにした発表や部落問題に特化した取り組みの報告は減少しつつあるように思われる。生まれた地域を理由として差別をしたりされたりする、日本特有の根深い差別問題であること、今なお結婚や就職の場面で生き続けている差別であることを考えれば、その取り組みが薄められたり軽視されたりすることがあってはならない。しかしながら、「同和教育の拡散」に対して警鐘を鳴らす声も少しずつ弱くなっているように感じられる。差別を受けている人、圧力をかけられ苦しんでいる人が、「いやだ、やめてくれ。俺たちは人間なんだ。」と声を上げることは、本当に大変なことである。これは、いじめはもちろん、あらゆる差別事象に共通する厳粛な事実である。我が国では、被差別部落の人たちが最初に団結して声を上げた。日本の人権宣言の金字塔と言われる「水平社宣言」(1922)につ

いては、重要な教材として今後とも繰り返し学習の場を提供し続けることが必要であろう。我が国の人権尊重運動のパイオニアとして、部落差別と闘った人たちの歩みは貴重である。

Ⅲ. 歴史 その3

ここでは、筆者が人権講座を担当した最終年度(2016年度)の人権講座のシラバスを紹介する。1996年度から、学年別に全学年対象に「同和講座」を展開するようになった。当初は、1学期が3年生、2学期が2年生、3学期が1年生の「同和講座」であった。しかしながら、入学間もない1年生を対象に、まず最初に「人権講座」を展開する必要があるとの認識から2008年度より、1学期が1年生、2学期が3年生、3学期が2年生の「人権講座」と、実施時期が変更されることとなった。1年生の最初に実施することはもちろん、大学生活を目前に控えた3年生に向けて、高等部生活の実質的な最後となる2学期に人権講座を展開することにも意味がある。ただし、1年生の1学期に講座を受けた後、2年生の3学期までの長期間(1年6ヶ月)講座が跳ぶことになるため、生徒の意識からすれば、「忘れた頃に人権講座がやってきた」「貴重な中休み(礼拝時間)を人権講座で潰される」といった受け止め方をする者が少なからず存在すること、これは変更に伴うデメリットであったといえる。

2016年度 I 学期

1 年 生 人 権 講 座

テーマ：「身近な人権問題」 10：20—10：45 (視聴覚教室)
月曜日：A, B, C, D 組 水曜日：E, F, G, H, I 組

- ① 4/11(月) オリエンテーション (高等部生徒ハンドブック p.59—63)
13(水) *関西学院らしいグローバル人材とは？
- ② 4/18(月) 世界人権宣言 (1948.12.10 第3回 国連総会にて採択) を読んでみよう。
20(水) *人権に関するグローバルスタンダード
- ③ 4/25(月) いじめについて I
27(水) *なぜ親に言えないのだろうか？
- ④ 5/9(月) いじめについて II (1) LINE によるいじめの特徴
11(水) (2) いじめへの対処方法を考える。
- ⑤ 5/25(水) 9クラス合同 (場所：チャペル) 10：10—10：55 (45分間)
ネット社会と人権 「サイバー犯罪 ～加害者にも被害者にもなり得る～」
講師：兵庫県警 生活安全部 サイバー犯罪対策課より
- ⑥ 5/30(月) 男女共生社会 I 「男女共同参画社会が目指すもの ～現状と課題～」
6/1(水) 講師：関西学院大学男女共同参画推進課 大竹恵子先生
- ⑦ 6/6(月) 男女共生社会 II 「ジェンダー (社会的・文化的につくられた性差) について考える」
8(水) *女と男「仁義なき戦い」 爆笑問題 vs. 上野千鶴子(社会学者)
- ⑧ 6/20(月) LGBT(性の多様性) について考える I
22(水)
- ⑨ 6/27(月) LGBTについて考える II
29(水)

※「かわいそうな人たちを助けるためのもの」 それが人権なのでしょうか？

※「マイノリティ (少数者) だから、がまんをするべき」 この考え方、どう思いますか？

※日本国憲法の最大の価値は、どの条文に書かれていると思いますか？

↓ ↓

それは、**第13条【個人の尊重】**です。 ⇒ 人権尊重の基礎となるのが、個人主義です。

この個人主義は、利己主義 (自分さえよければよいという考え方やマナー違反)、全体主義 (個人の幸福や自由の否定。国家優先の考え方。) を厳しく批判するものです。「個人の尊重から公重視へ」という方向で、2006年12月第一次安倍内閣のときに、日本国憲法と対をなす**教育基本法**が「改正」されました。しかし、公私混同という言葉もあるように、「公」の対立概念は「個人」ではなく、「私」です。

2016年度 II学期

3 年 生 人 権 講 座

テーマ: 「人権を見る視点 ～『暴力』を中心に～」

水曜日: C, D, G 組
木曜日: A, B, E, F 組

- ① 9/7(水) オリエンテーション (高等部生徒ハンドブック p.59 - 63)
8(木) *「暴力」について
*多様化する人権課題
*「関西学院大学人権教育基本方針」(2014)
- ② 9/14(水) 最大の暴力 = 戦争 について考える
15(木)
- ③ 9/21(水) ヘイト・スピーチという名の暴力
29(木) * (差別・憎悪・排除・扇動) ⇔ 表現の自由 ???
* noisy minority (騒がしい少数派)
<一人の人間が、何百回と電話・ネット書き込み ⇒ 委縮させる効果としては十分>
- ④ 10/5(水) 『最初の朝鮮通信使 李藝 (イ・イエ)』
6(木)
- ⑤ 10/19(水) 福島の人たちが受けている暴力 i) 身体的暴力
20(木) ii) 精神的暴力
iii) 経済的暴力
iv) 社会的暴力
- ⑥ 10/24(月) 10:10-11:10 7クラス合同(高中部礼拝堂)
「福島の子どもたちは今」 講師: 井戸謙一さん (弁護士)
- ⑦ 11/9(水) HR教室にて、7クラス同時展開
又は10日(木) 男女関係の中で生じる暴力 (資料提供: 相馬先生)
- ⑧ 11/16(水) LGBT(性的少数者)の人たちが受けている暴力
17(木)
- ⑨ 11/24(木) 胎児が受ける暴力
30(水) (谷先生)

※ 大学進学後も、社会に出た後も、実に様々な「暴力」や「人権侵害」に遭遇します。

自分が被害者になることも加害者になることもあります。まずは、アンテナを張って「これはまずいのでは?」と感じる感性を磨くこと。そして、勇気を出してブレーキをかけること・複数の仲間で声を上げること、これができる人になってほしいと願っています。いつの時代、どの国・地域でも、4～5割の人が傍観者(消極的加害者)になることから人権侵害が拡大します。

※ 人権講座は、生徒諸君が聞きたいことを提供する場ではありません。聞きたくなくても、聞いて考える必要がある差別や人権侵害の問題は、様々なところに存在しています。(問題意識の共有)

※ 一人でも多くの人が、「生きていてよかった」と思える社会に向けて、力をかけ続けましょう。

2016年度 Ⅲ学期

2 年 生 人 権 講 座

テーマ：「力をかけ続けることの必要性 ～数十年の単位で人権問題を考える～」

月曜日：A, B, D, E 組

木曜日：C, F, G, H, I 組

2017年

①1/12(木)
16(月)

オリエンテーション (高等部生徒ハンドブック)

*「寝た子を起こすな」 について



火事が少なくなった。だから、消防車は不要だ。」という人はいるだろうか？

*「かわいそうな人たちを助けるためのもの」 これが人権？

1215年 イギリスのマグナ・カルタ(大憲章) = 貴族による国王の権力制限
⇒ 自由権 ⇒ 平等権 ⇒ 社会権(生存権を、**国**が保障する。) **憲法第25条②**
すべての人にかかる、**権利としての「人権」** human rights

*「聞こえない」と「聞こえにくい」

*障がいを持つことは、特別なことなのか？

②1/19(木)
23(月)

ノートテイクの活動を通して学んだこと

講師：文学部4回生 梅崎光央さん 経済学部4回生 島上貴臣さん

③1/26(木)
30(月)

「聴覚にハンディがある立場から、皆に知ってほしいこと ～サポーターと私～」

講師：法学部4回生 脇田菜美さん 人間福祉学部4回生 木下美季さん

④2/2(木)
6(月)

水平社宣言 I (1922年3月3日)

*日本の人権宣言の金字塔

⑤2/9(木)
16(木) ⇒

水平社宣言 II
A, B, D, E 組

⑥2/20(月)

9クラス合同 (高中部チャペル)

「考えてみてほしい」

講師：前田ゆたか さん

☆深く共感することは難しくとも、「**問題意識を共有する**」このことを大切にしたいと思います。

☆「一度学習すれば、人格が完全に変容する」これを、一回完全学習と言いますが、残念ながら人間はそのようにはできていません。大切なことを学んでも、そのことを忘れてしまいがちです。

だからこそ、学びなおし・気づきなおし・分かりなおしが求められます。大人も同じです。

☆「今よりも生徒に届く人権教育を」「**双方向性**」この二つをキー・ワードにして、2017年度からの人権講座はリニューアルされたものとなります。皆さんの積極的な参加姿勢を期待しています。

IV. 人権講座のリニューアル

「今よりも生徒に届く人権教育を」「双方向性」この二つをキーワードにして、2017年度から従来の人権講座の形を大きく変更することとなった。1学期間、週1回のペースで人権講座を展開し、学期末に「振り返り」を生徒に記入してもらっていた。その後、「口頭でも、学級通信の中でもよいので、担任としての人権講座の感想を生徒に伝えて頂ければ有り難いです。」と先生方には伝えていたが、人権教育推進委員会の中では、この点に対して見直しを求める意見が出された。

- (1) 2ヶ月以上も前のことを思い出して「振り返り」を書かせることに無理がある。
- (2) 幾つかのトピックスが展開されていくので、その都度、生徒たちに考えさせ、何らかの形でフィードバックをしないと、学習効果としては薄いのではないか。
- (3) 生徒たちも、意見や考えを表明したいはずである。一方的に話を聞くスタイルなので、生徒たちが話し合いをし、お互いの意見を聞く時間が必要なのではないか。

文部科学省は、新しい学習指導要領の目玉として、「アクティブ・ラーニング」を強く推奨している。各地で行われている研究授業も公開授業も、アクティブ・ラーニングの実践例でなければ許されないような勢いである。概略としては、45分授業の場合、教師が解説・講義をする時間は30分ほどとどめ、残りの時間は生徒たちのグループ討議や発表に充てるような授業のスタイルとなる。教師が「さあ、話し合いなさい」と言うだけでは、スムーズな授業展開は不可能である。教師の側としては、発問の仕方、提示する資料、考えさせる順番など、事前の授業準備（仕込み）に今まで以上に多くの時間を費やすようになろう。加えて、話し合わせただけで終わりとはならないので、その授業での課題のまとめや感想などを生徒に提出させる必要がある。メールで送らせるにしても、課題用紙で

提出させるにしても、それを点検・評価する時間が必要となる。欧米の先進国と比較すると、日本の学校はクラスあたりの生徒数が40名を超えることも珍しくない。授業準備と提出物の点検・評価を考慮すれば、クラスの生徒数は15名～18名という規模でないとはアクティブ・ラーニングは困難であるように思われる。教師が中央にいて、「コ」の字型に生徒が座る机の配置であれば、お互いの顔もよく見えるであろう。「タブレットの画面から顔が上がらず、アイコンタクトの機会が激減する」と言われる弊害を減らすためには、クラスの生徒数を減らすことが必須条件であると思われる。

リニューアルされた人権講座は、このアクティブ・ラーニングの手法を意識したものとなっている。その柱として、「人権ウィーク」を、1学期は3年生と1年生、2学期は2年生と3年生、3学期は1年生と2年生に設定することとなった。大きな骨格としては、①人権教育主任から、「人権ウィーク」の説明（学年集会・9クラス合同）②学年礼拝の時間帯（10:20－10:45）に、ホームルーム教室で資料を読み、問いに対する自分の考えを記入させる。③ホームルームで小グループに分かれ、お互いの考えを聞く。グループで出された意見をまとめる。④人権教育主任から、クラスでの作業を受けての「まとめ」（学年集会・9クラス合同）このような流れとなっている。

トピックスを絞り込み、約1週間の中でそのテーマについて、凝縮して考えてもらうことを意識した形となっている。2017年度より主任となった八尋孝一教諭を中心に、様々な試行錯誤を繰り返しながら、新しい人権教育の形が作られていくと思われる。始まったばかりであるが、生徒たち（約385名）からのフィードバックを人権教育主任が一人でやっているため、主任の負担がとてま大きくなっているように思われる。

人権教育は理想的には、全ての教員が担うべきものである。とりわけ、生徒と頻繁な関わりを持つ担任の役割は重要である。しかしながら、保護

者対応も含め、担任の業務は多忙化を極めている。人権教育のホームルーム展開に関しては、熱心に取り組んで下さる人、気持ちはあっても多忙すぎて十分にできない人、あまり協力的ではない人と担任の温度差が大きく影響することとなる。この悩みは、公立・私立を問わず、ほとんどの学校に共通する悩みである。一方、従来の人権講座のように主任等による講義形式を中心とした場合、知識・理解の部分などで一定の質と内容は維持できるものの、「担任の出番がない」という傾向が強くなる。担任の仕事は、出席を取るだけになっているという指摘もある。

一つの変更を行えば、それに伴ってメリットもデメリットも生じてくる。何事に関しても共通しているが、①変えるべきもの（変えた方がよいもの） ②変えてはいけないもの（守るべきもの） ③変えても変えなくても、どちらでもよいもの この見極めは難しい。

アクティブ・ラーニングの手法を、人権教育にも取り入れる。そのような方向での変革であると言えるが、「全ての教員が担う人権教育」という理想に向かって、具体的かつ実現可能な改良が進められていくことを期待したい。

【おわりに】

2017年7月の内閣支持率低下で、少しだけブレーキがかかるかもしれないが、2018年は、憲法改正の国会発議、それに続く国民投票が行われる年になるかもしれない。2017年5月3日、日本国憲法施行70年の日に、「日本会議」の集会に安倍首相はビデオメッセージを送り「2020年に新憲法を施行したい」と述べた。その中の、「憲法第9条に関しては、第1項、第2項はそのまま。第3項を書き加える形で自衛隊の存在を明記したい。」という唐突な提案は、自民党内にも衝撃を与えた。公明党の「加憲論」にも近い提案で、連立与党を組む公明党が反対できない線を超えてきたとの見方も強いようであるが、一方で安倍首相

は、2012年4月に決定した自民党の憲法改正草案に関して否定も取り下げもしていない。従って、「本音としては、ここに向かいたい」と判断するのが自然であろう。その自民党改憲草案では、第9条に関して第1項はそのまま。第2項を全面削除して、自衛隊を「国防軍」として明記する。これが党としての統一見解となっている。石破茂氏は、安倍首相の唐突な提案を、「党内議論もなく、首相の一声で党の統一見解が覆るのであれば、もはや政党としての体をなしていない」と批判している。

多数派の憲法学者や弁護士から厳しく批判されている自民党の憲法改正草案であるが、人権教育に携わる者のみならず、全ての国民に深く関わる問題点として、第97条【基本的人権の本質】が全文削除されている点を指摘しておきたい。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

この条文を全面削除するということは、人間は生まれながらにして自由で平等の権利を有するという、「天賦人権説」を否定していることを意味する。人権は、国家が国民に与えるもの。国柄も違えば、様々な状況も異なる。従って、場合によっては国家が人権を制限することができる。自民党憲法改正草案は、この思想に貫かれている。

全文削除された憲法第97条とともに、第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】も心に刻んでおきたい。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」我々は果たして、「不断の努力」を続けてきたと言えるだろうか。自由も権利も当たり前ようになってしまい、それが与えられていることに感謝するという気持ちもほとんどなくなっているのではないだろうか。

学友会（生徒会）の総会で、「人権講座の見直しを求める」という議題が話し合われたときに、

「人権講座をしていても、いじめの問題は起きる。だから、講座そのものに意味がない。」という意見があった。人権教育は、小学校でも中学校でも受けてきた。高校でもまたやるのか。そのような受け止め方をしている生徒もいるであろう。「一度学習すれば、人格が完全に変容する。」残念ながら、人間はこのようにはできていない。一人の人間の中に、残忍な心と優しい心、その両方が共存している。大切なことを学んでも、そのことを忘れてしまうのが人間である。人権学習において、一回完全学習というものはない。だからこそ、分かりなおし・気づきなおし・学びなおしが求められる。このことは、生徒のみならず教職員や保護者も同じである。

折れそうになる筆者の心を支えてくれたのは、マハトマ・ガンジーの次の言葉であった。

あなたがすることのほとんどは 無意味であるが それでもしなくてはならない

そうしたことをするのは 世界を変えるためではなく
世界によって自分が
変えられないようにするためである

リニューアルされた人権講座の今後の課題として、多様化・複雑化する人権課題⁴についての知見を生徒に伝えていくことの難しさがあるように思われる。全ての人権課題を網羅することは不可能であるが、不十分ながらも体系的なカリキュラム化の必要性を感じる。大学入学後も社会人になってからも、様々な人権侵害に遭遇する。被害者になることもあれば、加害者になることもある。そのような時に、「おかしい」「人権侵害である」と感じ取ることができる素地は、教育の中でしか提供できないように思う。

日本国憲法の最大の価値は、第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】に凝縮されている。⁵

4 古田晴彦 『デス・エデュケーションと人権教育』（『関西学院大学人権研究』第20号, 2016）

*冒頭の「1. 人権課題の多様化」のところで、人権問題の領域や種類が増加の一途をたどっていることを紹介している。2010年頃までは、「13の人権課題」という表現が行政文書の中で使われていたが、2015年度の法務省の啓発運動年間強調事項を見ると、17項目に拡大されている。

5 日本国憲法の下で教育はどのように行われるべきかを規定した教育基本法（1947施行）は、日本国憲法と対をなすものであった。2006年12月 第1次安倍内閣の時にこの教育基本法は「改正」された。当時、「愛国心」を教育目標として明記することの是非が盛んに議論された。結果的に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」（第2条【教育の目標】5）という文言となった。

そもそも、「国」が何を表すのかも明確ではない。「国」は、nation（国民）、nation state（国家権力：政治を動かす機構）、country（郷土、文化、風景）、public（公共）など、本来多様性のある概念である。それらをひとまとめにして論じようとしていることの問題性も指摘されていた。

新聞の見出しには、「個人の尊重から『公』重視へ」の文字が躍った。しかしながら、公私混同という言葉もあるように、「公」に対比させるべき概念は「個人」ではなく「私」である。自民党の憲法改正草案（2012）では、「個人」を「人」と置き換えている。「人」には実体がないが、「個人」には実体がある。悲しみや喜び、自他への敬愛の念（自分が大切⇒他者も大切）。これらを感じ、体験し、考え、判断する主体は「個人」である。「個人」の概念を持つためには、水平軸（人間関係）だけではなく、垂直軸の概念（絶対者への応答）が必要であると思われる。その意味で、日本人には「個人」という思想は馴染みにくいと言えるのであるが、にもかかわらず、日本国憲法は、徹底した「個人主義」に立っている。「個人」が育っていないことが、アジア・太平洋戦争を止めることができなかった最大の要因であるとの反省もこめられている。この個人主義は、「利己主義」（自分中心。自分さえよければよい。）をも、「全体主義」（国家優先。個人の生命・自由・人権・幸福追求は無視。）をも、厳しく批判するものである。

思想・良心の自由など「内心の自由」に関しては、「表明しない自由」がとても大切である。「愛国心」よりも、「国を愛する態度」の方が、内心の自由に対する束縛は強くなるという批判もあった。1999年の「国旗・国歌法」制定時も、政府は「強制・義務化を伴うものではない」と繰り返し説明していたが、教育現場においては、「事実上の強制」が強化され、進行している。

因みに、教育基本法の「改正」に伴って、教員免許の10年更新講習制度（35歳、45歳、55歳）も導入された。「ダメ先生にはやめていただく」という安倍首相（当時）の掛け声の下で導入された制度であるが、その後トーンダウンし、意味も目的も不明瞭な中、「講習を準備した大学の事情」などを考慮する形で継続されている。

多様性を認め、それぞれを「個人」として互いに尊重すること。居心地が悪くても、だからと言って排除したり殺し合うのではなく、その状況を我慢し（tolerable = 寛容な・我慢できる）、共に生きていく方法を探ること。果てしない道ではあるが、「個人を尊重する」人権教育が果たすべき使命は、これから先もなくなることはない。

人権講座の継続も、人権尊重文化の拡大・発展のための「不断の努力」の一つである。